



裁判所におけるサポート要件判断 に関する考察

2016年度特許第2委員会第1小委員会

発表者：室山竜太（株式会社日立国際電気）



目次

1. 研究の背景、目的
2. 判例統計分析
3. 特許庁と裁判所とで判断が異なった事件の分析
4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向の分析
5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析
6. まとめ





1. 研究の背景、目的

■ 研究の背景 ■

＜審査基準では＞

サポート要件を満たすか否かの判断は、「請求項に係る発明が発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものであるか否かを調べることによりなされる」とされている（知財高裁大合議判決 平成17年11月11日判決 平成17年（行ケ）第10042号「偏光フィルムの製造法」事件）。

＜当小委員会での意見＞

◇サポート要件の判断は難しい！

◇サポート要件の判断は日本では厳しいと言われているが、
裁判所（訴訟）は厳しい？





1. 研究の背景、目的

■ 研究の目的 ■

裁判所におけるサポート要件判断ロジックを理解するとともに、近年の判断動向を知る。

裁判所においてサポート要件が判断された事件を分析し、実務にフィードバックする。

2016年度特許第2委員会第1小委員会のメンバー（12名）

室山 竜太（日立国際電気）、青木 幸治（旭硝子）、高橋 紀行（京セラ）、
野中 正明（花王）、井川 拓也（NOK）、柴田 鑑（沖電気工業）、
立石 英之（大日本印刷）、浜島 大和（三井・デュポンフロロケミカル）、
早野 一樹（DIC）、平井 利充（セイコーエプソン）、
松田 心平（カシオ計算機）、柳澤秀彦（日本製鋼所）





2. 判例統計分析

■ 研究対象の判例 ■

検索サイト：裁判所HP_裁判例情報_知的財産裁判例集

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7

対象期間：平成18年1月1日～平成28年6月30日
(判決日基準)

検索条件：権利種別/特許権

訴訟類型/行政or民事訴訟

検索キーワード/サポート要件 or 36条6項1号

ヒット件数：407件

(うち、サポート要件違反の主張有336件、
裁判所がサポート要件を判断した事件199件)

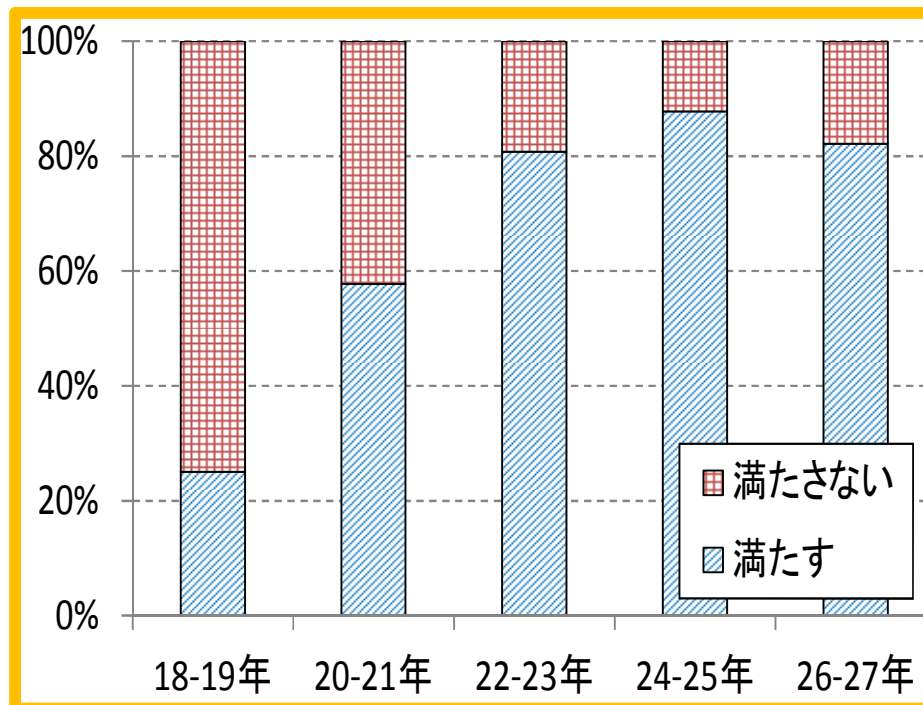
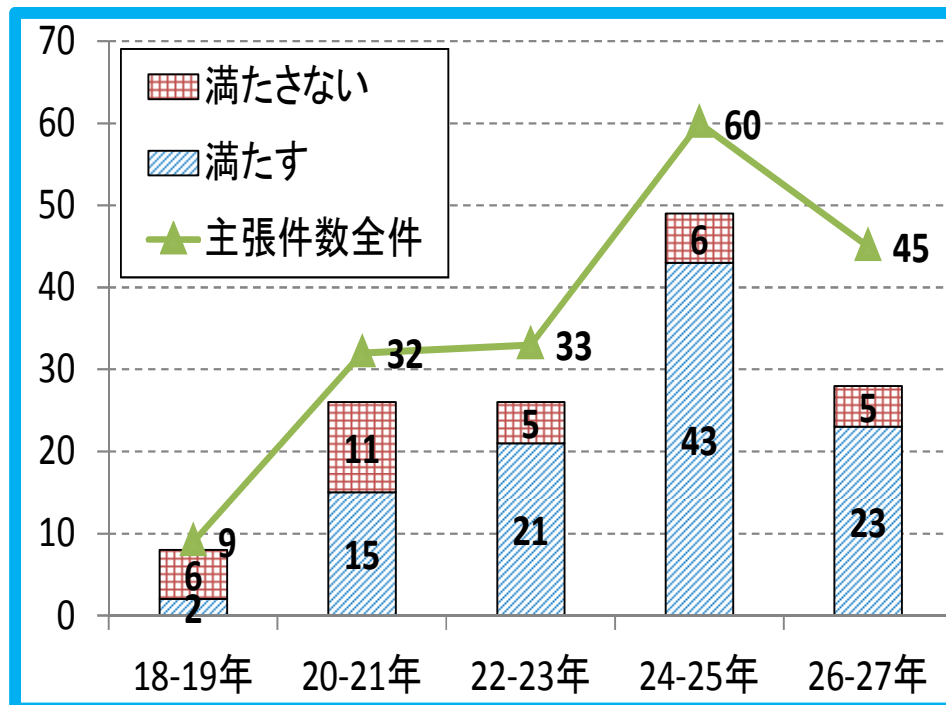




2. 判例統計分析

■ 行政訴訟※¹でのサポート要件判断 ■

※1：拒絶査定不服審判審決取消訴訟(査定系)、特許無効審判審決取消訴訟(当事者系) 計143件



◆ サポート要件の判断（主張）件数増加。

◆ サポート要件を満たすとの判断割合増加。

⇒ **技術分野別（化学、電気、機械）でも共通して同じ傾向。**

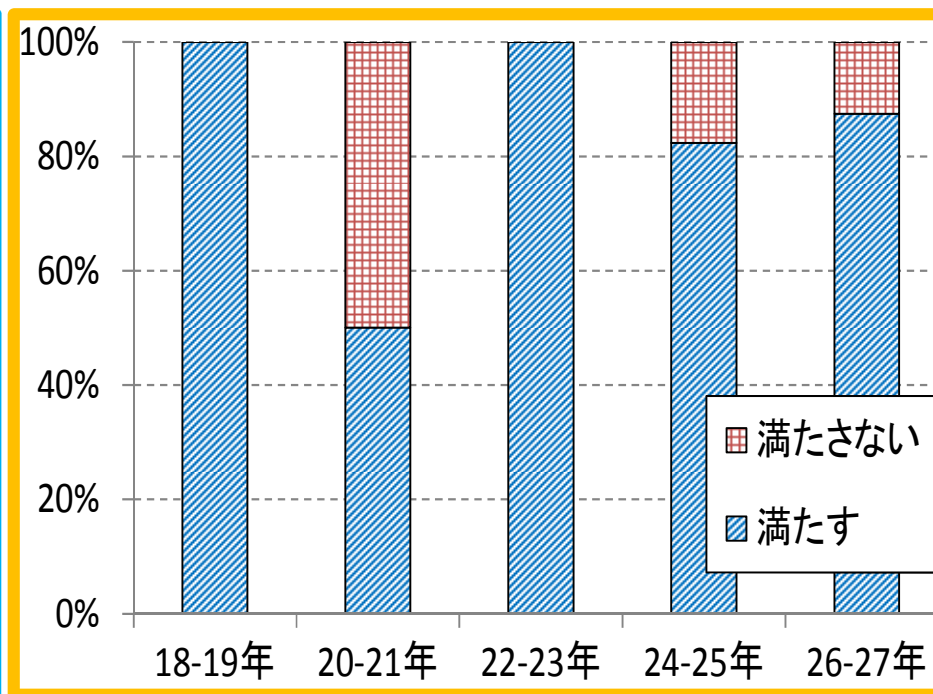
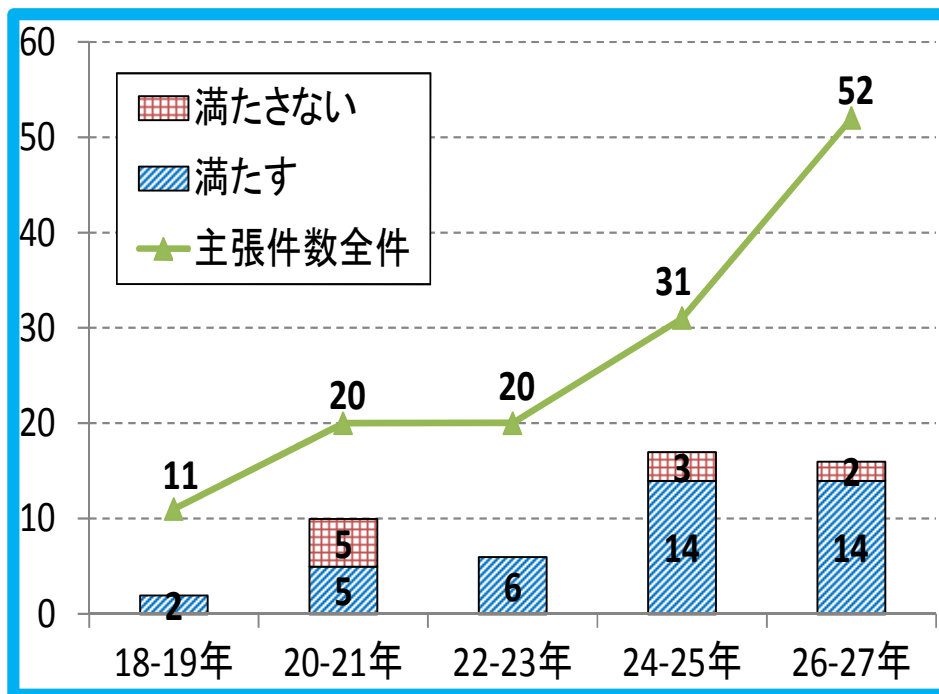




2. 判例統計分析

■ 民事訴訟※²でのサポート要件判断 ■

※2：知財高裁、東京地裁、大阪地裁の特許訴訟 計56件



◆ サポート要件の主張件数は大幅に増加。

⇒ 裁判所によるサポート要件判断の件数は大きな変化はない。





2. 判例統計分析

■ 技術分野別のサポート要件判断結果 ■

行政訴訟	サポート要件違反の主張有	裁判所のサポート要件判断有	裁判所の判断率	民事訴訟	サポート要件違反の主張有	裁判所のサポート要件判断有	裁判所の判断率
①化学(バイオ、材料含む)	85	65	76.5%	①化学(バイオ、材料含む)	46	17	37.0%
②電気電子(ソフトウェア含む)	32	25	78.1%	②電気電子(ソフトウェア含む)	35	9	25.7%
③機械・構造	71	53	74.6%	③機械・構造	67	30	44.8%
合計	188	143	76.1%	合計	148	56	37.8%

行政訴訟	サポート要件判断結果	
	満たす	満たさない
①化学(バイオ、材料含む)	43 (66%)	22 (34%)
②電気電子(ソフトウェア含む)	18 (72%)	7 (28%)
③機械・構造	47 (89%)	6 (11%)
合計	108 (76%)	35 (24%)

民事訴訟	サポート要件判断結果	
	満たす	満たさない
①化学(バイオ、材料含む)	12 (71%)	5 (29%)
②電気電子(ソフトウェア含む)	7 (78%)	2 (22%)
③機械・構造	26 (87%)	4 (13%)
合計	45 (80%)	11 (20%)

◆サポート要件の判断率は技術分野で傾向はない。

◆化学分野がサポート要件満たさないとする割合が最も高い。



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



3. 特許庁と裁判所とで判断が異なった事件の分析

■ 分析の目的 ■

特許庁および裁判所が着目・注視している事項や判断傾向を分析することで、実務上留意すべきポイントを掴む。

■ 分析対象判例 ■

・特許庁と裁判所（知財高裁）とで判断が異なった事件：

30件 / 143件（30件の内訳：当事者系19件、査定系11件）

■ 判断結果の内訳 ■

・特許庁 **満たさない** ⇒ 知財高裁 **満たす** : **23件**

・特許庁 **満たす** ⇒ 知財高裁 **満たさない** : **7件**

※なお、**民事訴訟**において地裁と知財高裁とが異なる判断をした事件はなかった。





3. 特許庁と裁判所とで判断が異なった事件の分析

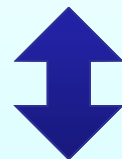
■ 判断が異なったポイント(複数選択) ■

- A. 発明特定事項の記載の有無、解釈 : 11件
- B. 課題そのものの認定 : 7件
- C. 課題が解決できると認識できるか : 12件

⇒12件のうち**3件**が、知財高裁は**発明の特徴部分を踏まえた上で、課題が解決できると認識できると判断。**

■ 特許庁および知財高裁の判断傾向 ■

特許庁 : 明細書に**忠実(辞書的)**に判断している



知財高裁 : 明細書全体、出願時の技術常識を踏まえ
柔軟(実質的)に判断している



3. 特許庁と裁判所とで判断が異なった事件の分析

知財高裁 平成21年9月29日判決 平成20(行ケ)第10484号「無鉛はんだ合金」事件 (特許第3152945号)

■ 事件の概要 ■

請求項1の「Cu 0.3～0.7重量%, Ni 0.04～0.1重量%, 残部Snからなる, 金属間化合物の発生を抑制し, 流動性が向上したことを特徴とする無鉛はんだ合金。」という構成について, 上記数値範囲の具体的な測定結果(実施例)が明細書に記載されていないことが, サポート要件の非充足の理由になるかが争われた。

■ 特許庁の判断 ■

「…本件発明1が有する性質である『金属間化合物の発生を抑制し, 流動性が向上した』が達成されたことを裏付ける具体例の開示はおろか, 当該性質が達成されたか否かを確認するための具体的な方法(測定方法)についての開示すらない。」

⇒サポート要件を満たさないと判断





3. 特許庁と裁判所とで判断が異なった事件の分析

■ 裁判所の判断 ■

- ・本件訂正後の明細書の「発明の詳細な説明」には、「金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した」ことについての具体的な測定結果は記載されていない。
- ・数値限定に臨界的な意義がある発明など、数値範囲に特徴がある発明であれば、その数値に臨界的な意義があることを示す具体的な測定結果がなければ、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できない場合があり得る。

これに対して、本件発明は、

- ・本件優先権主張日前に「S nを主として、これに、CuとNiを加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」発明が存したとは認められないから、本件発明1の**特徴的な部分**は、「S nを主として、これに、CuとNiを加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」ことにあり、CuとNiの数値限定は、望ましい数値範囲を示したものにすぎないから、上記で述べたような意味において具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はないというべきである。

⇒サポート要件を満たすと判断

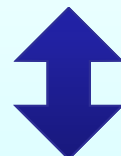




3. 特許庁と裁判所とで判断が異なった事件の分析

■ まとめ ■

特許庁 : 明細書に**忠実(辞書的)**に判断している



知財高裁 : 明細書、出願時の技術常識を踏まえ
柔軟(実質的)に判断している

審決取消訴訟においては、特許権者の立場であれば、

- ・明細書の記載全体と、出願時の**技術常識を示す文献**に基づき、
- ・発明の**特徴部分**がどこであるかを踏まえて、

発明の課題を解決できると認識できることを主張することが大切。



4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向の分析

■ 分析の背景 ■

- ・審査基準は偏光フィルム大合議判決※³に基づいている。

※³：知財高裁大合議 平成17年11月11日判決 平成17(行ケ)第10042号「偏光フィルムの製造法」事件

- ・裁判所（知財高裁）でも偏光フィルム大合議の判断基準が、**パラメータ発明**か否か係わらず、**全ての技術分野**に広く適用されているのか？

- ・知財高裁の「フリバンセリンの使用」事件※⁴で示された解釈の影響は？

※⁴：知財高裁 平成22年1月23日判決 平成21(行ケ)第10033号「フリバンセリンの使用」事件
偏光フィルム大合議判決の射程範囲を限定的に解釈した事件





4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向の分析

<偏光フィルム大合議判決のサポート要件判断基準>

特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、

- ・特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを**対比**し、
- ・特許請求の範囲に記載された発明が、**発明の詳細な説明に記載された発明**で、
- ・発明の詳細な説明の記載により当業者が**当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のもの**であるか否か、
- ・また、**その記載や示唆がなくとも**当業者が**出願時の技術常識に照らし**当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

<「フリバンセリンの使用」事件で示されたサポート要件判断基準>

特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載の範囲を超えているか否かを**必要かつ合目的的な解釈手法によって判断すれば足り**、同条4項1号の要件適合性を判断するのと全く同様の手法によって解釈、判断することは許されない。**⇒偏光フィルム大合議判決は特殊なパラメータ発明にのみ射程が及ぶ。**





4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向の分析

特許無効審判審決取消訴訟において偏光フィルム大合議判決基準を明記した裁判例

分野	パラメータ発明	件数
化学	平成26(行ケ)10202 , 平成27(行ケ)10105 , 平成26(行ケ)10263 , 平成26(行ケ)10147 , 平成24(行ケ)10451 , 平成20(行ケ)10304 , 平成20(行ケ)10484 , 平成20(行ケ)10065 , 平成19(行ケ)10401 , 平成19(行ケ)10308 , 平成19(行ケ)10098 , 平成26(行ケ)10047 , 平成24(行ケ)10151 , 平成19(行ケ)10373 , 平成24(行ケ)10387 , 平成26(行ケ)10047	16
電気	平成26(行ケ)10187 , 平成19(行ケ)10024 , 平成24(行ケ)10211 , 平成24(行ケ)10212 , 平成24(行ケ)10094 , 平成22(行ケ)10371 , 平成22(行ケ)10371	7
機械	平成25(行ケ)10250 , 平成26(行ケ)10254 , 平成22(行ケ)10214	3
分野	パラメータ発明以外の発明	件数
化学	平成26(行ケ)10016 , 平成23(行ケ)10276 , 平成23(行ケ)10147 , 平成23(行ケ)10235 , 平成23(行ケ)10275 , 平成22(行ケ)10097 , 平成24(行ケ)10215 , 平成22(行ケ)10153	8
電気	平成26(行ケ)10176 , 平成24(行ケ)10312 , 平成20(行ケ)10066 , 平成19(行ケ)10403	4
機械	平成27(行ケ)10170 , 平成27(行ケ)10026 , 平成25(行ケ)10033 , 平成26(行ケ)10239 , 平成25(行ケ)10124 , 平成24(行ケ)10213 , 平成20(行ケ)10237	7

※青字：偏光フィルム大合議判決の規範をそのまま引用した裁判例

※「フリバンセリンの使用」事件の判断基準を採用した事件は2件





4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向の分析

特許無効審判審決取消訴訟において**偏光フィルム大合議判決基準**を明記した裁判例

分野	パラメータ発明	件数
化学	<p>■ 判断傾向のまとめ ■</p> <p>知財高裁では、 パラメータ発明であるか否かに係わらず、 全ての技術分野において、 偏光フィルム大合議の判断基準が採用されている。</p>	16
電気		7
機械		3
分野		件数
化学		8
電気		4
機械		平成27(行ケ)10170, 平成27(行ケ)10026, 平成25(行ケ)10033, 平成26(行ケ)10239, 平成25(行ケ)10124, 平成24(行ケ)10213, 平成20(行ケ)10237

※青字：偏光フィルム大合議判決の規範をそのまま引用した裁判例

※「フリバンセリンの使用」事件の判断基準を採用した事件は2件





5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

■ 分析の背景 ■

偏光フィルム大合議判決（審査基準）で示されたサポート要件の判断基準は、「発明の詳細な説明の記載により当業者が**当該発明の課題**を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」

したがって、認定される**「発明の課題」**如何によって、サポート要件の判断結果が異なる。

- このように「発明の課題」は重要だが、裁判官がどのように「発明の課題」を認定しているのかは、必ずしも明確ではない。
- 特許出願実務においては、明細書の【発明が解決しようとする課題】欄を漠然と記載する実務が定着しているが（電気分野において顕著）、このように記載することに価値はあるのか？

⇒そこで、**裁判官が認定する「発明の課題」を調査することによって、明細書作成等、特許実務に生かす。**





5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

■ 裁判所による「発明の課題」の認定の分類分け調査 ■

■ 調査対象 ■

裁判所がサポート要件を判断した199件（行政訴訟、民事訴訟）

■ 分類分け ■

- ① 【発明が解決しようとする課題】の記載のみに基づく
- ② 明細書全体の記載に基づく
- ③ 明細書全体の記載 + 技術常識に基づく
- ④ 技術常識に基づいて明細書に書かれていない課題を認定
- ⑤ 課題の認定せず
- ⑥ 明細書に【発明が解決しようとする課題】なし

※分類分けの方法・基準

サポート要件の判断において明示的に課題を認定しているものを抽出。

「本件発明の課題（目的、問題）は、○○である。」

「○○を提供することを課題（目的）として・・・」

「○○という課題（問題）があった。」など。

作用効果、技術的意義、技術的思想を認定しているものは除外。





5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

■ 分類分け調査結果 ■

分類分け	件数
①明細書の【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づく	58
②明細書全体の記載に基づく	26
③明細書全体の記載に加え、出願時の技術常識に基づく	2
④明細書全体の記載ではなく、出願時の技術常識のみに基づく	0
⑤発明の課題を認定せず	96
⑥明細書中に【発明が解決しようとする課題】欄の記載なし	17

「⑤発明の課題を認定せず」が多いのは、「発明の課題」ではなく発明の作用効果、技術的意義を認定している事件、及び、そもそも「発明の課題」を認定する必要がない事件※が多かったため。

※サポート要件の審査基準でも示されている「類型(1)：請求項に記載されている事項が、発明の詳細な説明中に記載も示唆もされていない場合」または「類型(2)：請求項及び発明の詳細な説明に記載された用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明瞭となる場合」





5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

- 裁判所の発明の課題認定にどのような事項が影響を与えているか ■
- 特許請求の範囲の**減縮**による影響調査 ■
- 認定される課題は「**当該発明**の課題」、つまり、**特許請求の範囲に記載された発明**の課題である。
 - ⇒審査経過で特許請求の範囲に記載された発明が**減縮**されれば、この発明に係る課題も減縮され、より詳細な課題になるのでは？
- つまり、特許請求の範囲に記載された発明が減縮されている事件では、【発明が解決しようとする課題】以外の例えば、【発明を実施するための形態】も考慮される傾向になるのでは？
 - ⇒“分類分け”は「**②明細書全体の記載に基づく**」、「**③明細書全体の記載 + 技術常識に基づく**」に該当している？



5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

■ 調査内容 ■

「発明の課題」が認定されて、下記①～③に分類された86件に対して、請求項が減縮補正または訂正された事件を調査

- ① 【発明が解決しようとする課題】の記載のみに基づく：58件
- ② 明細書全体の記載に基づく：26件
- ③ 明細書全体の記載 + 技術常識に基づく：2件

■ 調査結果 ■

➤ 請求項が減縮された特許は86件中**77件**

- ① 【発明が解決しようとする課題】の記載のみに基づく：**49件**
- ② 明細書全体の記載に基づく：**26件**

⇒うち16件が【背景技術】、【従来の技術】 or 【発明の属する技術分野】の記載で判断。
【発明を実施するための形態】の記載を考慮したのは10件。

- ③ 明細書全体の記載 + 技術常識に基づく：**2件**

※請求項が減縮されていない特許9件はすべて①【発明が解決しようとする課題】の記載のみに基づいて、発明の課題が認定





5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

【参考】特許請求の範囲が減縮された特許の事件例

事件番号・特許番号	本件発明 ※下線は減縮・訂正事項を示す	裁判所認定課題
知財高裁 平成23年2月28日判決 平成22(行ケ)10221 特許4143206号	<p>記録媒体用ディスクの記録面側を覆う樹脂製の保持板を有し、前記保持板に、記録媒体用ディスクの中央孔に対して着脱自在に嵌まるボス部が設けられていると共に、該保持板の一端部には上下ヒンジ部を介して樹脂製のカバー一体が回動自在に枢支されている記録媒体用ディスクの収納ケースであって、</p> <p>前記保持板のディスクに対面する上面には、前記ボス部を囲む径小のスペーサ台と、この径小のスペーサ台の外側を囲む径大のスペーサ台とが隆起して形成され、前記径小のスペーサ台と径大のスペーサ台とが記録媒体用ディスクの記憶領域を除く部分に当接可能になっており、</p> <p>前記保持板の径小及びのスペーサ台の隆起高さは前記保持板の上面から1mm以下であり、かつ前記保持板とカバー一体とを閉じた状態におけるケースの厚みが略5.2mmであり、</p> <p>前記カバー一体の一端部には、前記保持板の一端部の上下ヒンジ部と揺動開閉自在に連結される上下ヒンジ部と、カバー一体を閉じた状態のときに保持板におけるヒンジ部寄りの端部よりも外方へ突出する突出部分に断面鉤形に立ち上がる端面部とが設けられ、</p> <p>前記カバー一体の上下ヒンジ部は保持板の上下ヒンジ部の上下内方に位置して、前記カバー一体の上ヒンジ部は保持板の上ヒンジ部に下側から対面しかつ前記カバー一体の下ヒンジ部は保持板の下ヒンジ部に上側から対面しており、</p> <p>かつ前記カバー一体の上下ヒンジ部は前記端面部の上下端部とそれぞれ正面視鉤形に繋がって形成されていることを特徴とする記録媒体用ディスクの収納ケース。</p>	<p>保管場所をとらないようにした、記録媒体用ディスクの収納ケースを提供することを目的とする</p> <p>○記載箇所【発明が解決しようとする課題】【0005】</p>
知財高裁 平成21年12月10日判決 平成21(行ケ)10272 特許3752588号	<p>マグネットキャッチなしの開き戸において開き戸側でなく家具、吊り戸棚等の本体側の装置本体に可動な係止手段を設け、該係止手段が地震のゆれの力で開き戸の障害物としてロック位置に移動しわずかに開かれる開き戸の係止具に係止する内付け地震時ロック装置を開き戸の自由端でない位置の家具、吊り戸棚等の天板下面に取り付け、前記係止後使用者が閉じる方向に押すまで閉じられずわずかに開かれた前記ロック位置となる開き戸の地震時ロック方法。</p>	<p>作動が確実な開き戸の地震時ロック方法を提供することを目的とする</p> <p>○引用箇所【発明が解決しようとする課題】【0003】</p>
知財高裁 平成24年8月28日判決 平成23(行ケ)10381 特許4356901号	<p>内周面に螺旋溝(3a)を設けた筒状の外筒部(3)内に、上下方向にガイド孔(4a)を有した筒状の内筒部(4)を相対回転可能に収容し、</p> <p>この内筒部(4)内に、ガイド孔(4a)を貫通し外筒部(3)の螺旋溝(3a)に係合する主導突起(5a)を設けた筒状の受皿(5)を収容し、</p> <p>外筒部(3)に対して内筒部(4)を相対回転させることにより受皿(5)が内筒部(4)内を螺旋溝(3a)に沿って上下方向に移動可能とした繰り出し容器において、</p> <p>内筒部(4)の外壁に水平方向に突き出す変形可能な突片部(6)を設け、内筒部(4)を外筒部(3)に収容する際に、突片部(6)が外筒部(3)に押し倒されて斜め下方に変形され、分別時においても突片部(6)が変形していることで、使用済み確認を可能にしたことを特徴とする繰り出し容器。</p>	<p>容器の分別後に、分解した部材が使用済みであることを知らせ、使用済みか否かを確認できるようにし、それによって、衛生面等の理由でリユースした容器を使用することが望ましくないような場合には、使用済みの容器の使用を控える等の判断ができるようになる繰り出し容器を得ること</p> <p>○記載箇所【課題を解決するための手段】【0008】【0010】</p>
知財高裁 平成20年7月23日判決 平成19(行ケ)10403 特許3766429号	<p>主な記憶装置としてROM又は読み書き可能な記憶装置を備えた着脱式デバイスであって、</p> <p>所定の種類の機器が接続されると、その機器に記憶された自動起動スクリプトを実行するコンピュータの汎用周辺機器インタフェースに着脱され、</p> <p>前記ROM又は読み書き可能な記憶装置に、前記自動起動スクリプトを記憶する手段と、</p> <p>前記汎用周辺機器インタフェースに接続された際に前記コンピュータからの機器の種類の問い合わせ信号に対し、前記所定の種類の機器である旨の信号を返信するとともに、前記汎用周辺機器インタフェース経由で繰り返されるメディアの有無の問い合わせ信号に対し、少なくとも一度はメディアが無い旨の信号を返信し、その後、メディアが有る旨の信号を返信して、前記コンピュータに前記自動起動スクリプトを起動させる手段と、</p> <p>前記コンピュータから前記ROM又は読み書き可能な記憶装置へのアクセスを受ける手段を備えたことを特徴とする着脱式デバイス。</p>	<p>USBメモリ等の着脱式デバイスをコンピュータに接続した際に、煩雑な手動操作を要することなく自動起動スクリプトに記述された所定のプログラムを自動実行させること</p> <p>○記載箇所【発明が解決しようとする課題】【0010】等【発明を実施するための最良の形態】【0033】等</p>



5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

■ 傾向分析のまとめ ■

- 【発明が解決しようとする課題】の記載のみに基づいて課題が認定される事件が多い。
⇒【背景技術】、【従来技術】、【発明の属する技術分野】、【発明が解決しようとする課題】の記載に基づくものが大半で、【発明を実施するための形態】の記載に基づく事件は**少なかった**。
- 特許請求の範囲に記載された発明が、審査・審判で**減縮**されたとしても、当該減縮に係る発明特定事項が、裁判官による「発明の課題」の認定に与える**影響は小さい**。



6. まとめ

- 裁判所におけるサポート要件の判断件数は**増加**傾向にあり、行政訴訟ではサポート要件を**満たす**との判断割合が**増加**傾向。
⇒化学分野はサポート要件を満たさないとの判断率が最も高い。
- 裁判所は、技術分野やパラメータ発明であるか否かに依らず、**偏光フィルム大合議判断基準を採用**する傾向。
⇒特許出願明細書は技術的特徴部分の効果、作用機序を基本通り詳細に記載すべき。
⇒ただし、詳細に記載されていない特許出願明細書であっても、裁判においては、裁判所による技術常識を考慮した柔軟な判断を導くために技術常識を文献等を用いて十分に説明することが重要。
- 裁判所は、「**発明の課題**」を特許請求の範囲の**減縮に係わらず**、**【発明が解決しようとする課題】欄**に基づいて判断するが多い。
⇒サポート要件の観点では、【発明が解決しようとする課題】欄を漠然と書き、詳細な課題や効果は実施形態に記載する実務が有効。

ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会

